

これからも

# 水道水を安定してお届けするために

～水道料金を改定します～

市民生活や経済活動に欠かせない重要なライフラインである水道を守り、安全な水道水を安定して供給し、持続可能な水道事業を行うため、令和5年4月（6月請求分）から水道料金を改定します。

☎ 上下水道課  
(25) 8573

### 3 水道料金はなるの？

▼2か月当たりの基本料金(消費税込み)

水道メーター口径	基本料金	
	改定前	改定後
13mm	1,430円	<b>1,540円</b>
20mm	1,540円	<b>1,650円</b>
25mm	2,530円	<b>2,860円</b>
30mm	3,960円	<b>4,400円</b>
40mm	7,260円	<b>8,140円</b>
50mm	11,000円	<b>12,650円</b>
75mm	27,500円	<b>30,800円</b>
100mm	50,600円	<b>56,650円</b>

▼2か月当たりの超過料金(消費税込み)

超過水量	1㎡当たりの超過料金	
	改定前	改定後
10㎡まで (基本料金に含む)	—	—
10㎡を超え 30㎡まで	99円	<b>121円</b>
30㎡を超え 100㎡まで	110円	
100㎡を超え 200㎡まで	143円	<b>154円</b>
200㎡を超え 500㎡まで	165円	<b>176円</b>
500㎡を超える分	187円	<b>198円</b>

### 4 水道料金の計算方法は？

**Aさんの場合**

2か月間、口径13mmで50㎡の水道水を使用した場合

▼基本料金 1,540円

▼超過料金 10㎡を超え100㎡まで  
121円×(50㎡-基本水量10㎡)  
= 121円×40㎡  
= 4,840円

▼水道料金 1,540円+4,840円= **6,380円**  
(10円未満の端数は切り捨て)

### 5 どれくらい料金が上がるの？

**Bさんの場合**

2か月間、口径13mmで次の水量で水道水を使用した場合

使用水量	水道料金(消費税込み)	
	改定前	改定後
10㎡	1,430円	<b>1,540円</b>
20㎡	2,420円	<b>2,750円</b>
30㎡	3,410円	<b>3,960円</b>
40㎡	4,510円	<b>5,170円</b>
50㎡	5,610円	<b>6,380円</b>

### 下水道における認定汚水量を見直します

水道水以外の水(井戸水など)を家事用にのみ使用する場合で、計測装置(メーター)を設置していない方の公共下水道使用料・農林業集落排水

使用料を算定するための汚水量の認定について、使用実態を踏まえ、令和5年4月(7月請求分)から見直しを行います。

▼2か月当たりの認定汚水量

世帯人員	認定汚水量	
	改定前	改定後
1人	17㎡	<b>18㎡</b>
2人	34㎡	<b>34㎡</b>
3人	51㎡	<b>46㎡</b>
4人	68㎡	<b>52㎡</b>
5人	85㎡	<b>62㎡</b>
6人	102㎡	<b>76㎡</b>
7人	119㎡	<b>84㎡</b>
8人以上	17㎡×人数	※

※84㎡+12㎡×(人数-7)

**Cさんの場合**

世帯人員4人で使用している場合、認定汚水量はどう変わるの？

▼改定前 68㎡(17㎡×4人)

▼改定後 52㎡

○世帯人員(住民票の有無に関係なく、実際に居住し、下水道を使用している人数)に変更があった場合は届出が必要です。

○水道水と水道水以外の水(計測装置なし)との併用で下水道を使用している場合は、水道水の使用水量と認定汚水量を比較した多い方を汚水量として認定します。

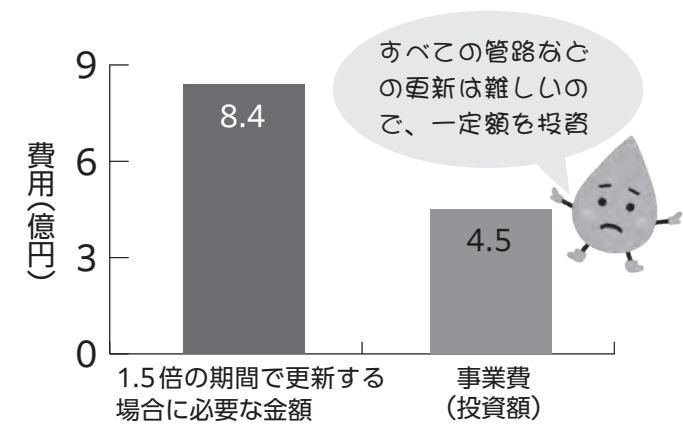
### 1 水道事業の現状

水道事業は、平成30年度に策定した第2次高島市水道事業基本計画(平成31年度～令和10年度)によって進めています。

この計画では、老朽化した管路の更新などを行うために、今後の更新費用を試算しています。

更新にかかる望ましい経過年数は、管路は40年、構造物等は10～60年とされていますが、その1.5倍の期間で更新する場合であっても、1年あたり約8億4千万円の費用が必要となります。しかし、現状から更新費用を含む事業費(投資額)については約4億5千万円としました。

▼老朽した管路などの更新に必要な1年当たりの費用と事業費



### 2 なぜ料金を改定するの？

この計画を実施するにあたり、「現行料金体系の場合」と「令和5年度に15%増の料金改定をする場合」で料金収入、資金残高を比較しました。

「現行料金体系の場合」、料金収入、資金残高ともに減少していき、事業継続が困難になります。

一方で「料金改定をする場合」は、令和10年度まで一定の資金残高が確保できる見込みです。

この改定によって、老朽化が進む管路の更新などの事業を計画的に進め、水道水の安定供給に努めます。

▼料金収入・資金残高の比較

